

◎平成28年度税制改正案の主な内容

- ・平成29年4月に、軽減税率制度を導入。(軽減税率の対象品目：①酒類及び外食を除く飲食料品 ②新聞の定期購読料)
- ・非正規社員から正社員への転換などをはかるための、キャリアアップ助成金(452億円)
- ・外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(1日1店舗当たり「10,000円超」を「5,000円以上」に購入限度額を引下げ。)
- ・空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入。
- ・法人実効税率を28年度に29.97%、30年度に29.74%に引き下げを決定(ドイツ並みに)。
- ・中小企業の新たな機械装置の投資(①160万円以上、②生産性1%向上)に対し、史上初の固定資産税での設備投資減税。固定資産税を3年間1/2軽減。
- ・消費税率10%引き上げ時に自動車取得税を廃止。自動車税・軽自動車税の環境性能割により、新車販売の約半分が非課税に。
- ・マイナンバー等で事務負担増が集中する中小企業を支援するため、少額減価償却資産の特例措置延長。
- ・中小法人が交際費を支出した場合、800万円まで、全額損金算入することができる措置について、適用期限を2年延長。
- ・「希望出生率1.8」の実現に向けて、三世代同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、税制上の特例措置。